

冬の無料公開セミナー 2011

1月からの法人税法・所得税法・相続税法

<法人税法>

法人税法短期合格への道

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

速修スタートダッシュセミナー

「法人税法短期合格への道」

法人税法の試験は、従来、広範囲にわたっての学習が不可欠であったため、基本的な学習量が多くなる傾向にありました。しかし、現在は試験傾向が毎年同様であることから、その試験傾向に合わせて集中的に学習することにより短期間の学習でも合格可能な試験となっています。

具体的に最近の法人税法の試験傾向について分析すると、

1. 近年、税制改正があった項目についての知識を問う問題
2. 法人税法の基本的な項目についての理解を問う問題

の2点が中心に出題されています。

したがって、優先順位を決めて効率よく学習していくことにより、7ヶ月間という短い期間であっても十分合格レベルに達することができるといえます。

今回はこのような法人税法の試験傾向に基づき、以下の論点を中心に、速修コースにおいて短期合格をするための手引きをお伝えしていきます。

- | | |
|------|--------------------------------|
| ●その1 | 法人税法本試験概要
～速修コースで短期合格するために～ |
| ●その2 | 法人税法の学習内容
～法人税の計算構造の概略～ |

その1 法人税法本試験概要

◆1 最近の本試験における出題形式

1. 出題形式

- (1) 理論 —50点— 近年は具体的事例をベースとした応用理論2～3テーマが出題されている。
- (2) 計算 —50点— 前回は個別問題形式、それまでは総合問題1題形式での出題がされている。
- ⇒ 計算問題の中に記述や検討過程の記載を要求されている。

2. 出題内容の特徴

(1) 理論

① 特徴

理論マスターのうち、例年A・Bランク40～45題を中心に出题されている。出題形式は次のような応用理論がメインとなっており、従来のような条文の丸暗記による解答は要求されていない。

イ 具体的な事例等について、適用される法人税法の規定を問う問題

ロ 条文の内容を正しく理解できているかを問う論述形式の問題

② 出題実績

最近の本試験は主に近年の改正論点又は法人税の基本的論点の中から出題されている。

最近の出題

第61回 (平成23年度)	寄附金とグループ法人税制	法人税法の基本的論点及び 平成22年度改正論点
	低額譲受けと圧縮記帳、 繰延資産	法人税法の基本的論点
第60回 (平成22年度)	収益及び原価の額の認識	法人税法の基本的論点
	自己株式の取得	平成22年度改正論点
第59回 (平成21年度)	原価の額の認識	法人税法の基本的論点
	費用の額の損金算入	法人税法の基本的論点
	リース取引と延払基準	平成20年度改正論点
第58回 (平成20年度)	無利息貸付の課税関係	法人税法の基本的論点
	債務の株式化の課税関係	平成18年度改正論点
	不正行為に伴う費用等	平成18年度改正論点

(2) 計 算

① 特 徴

テキストに掲載されている全55テーマのうち、主に出題されるのは10～15テーマである。したがって、出題実績に応じて強弱をつけた学習が重要である。

また、近年の試験委員の特色としては次の点があげられる。これらについては、直前期の対策と答練を通じて対応する力を身につけていくことになる。

—— 近年の試験委員の特色 ——

1. 試験委員独自の出題をしている。
2. 最近の税制改正の中でも重要度の高いものを一早く取り入れている。
3. 「試験のための試験」ではなく、税理士としての実務能力、専門性を問う問題形式を採用している。

② 出題実績

過去5年間で出題された論点を出題実績の高いものからまとめると、次のようになる。

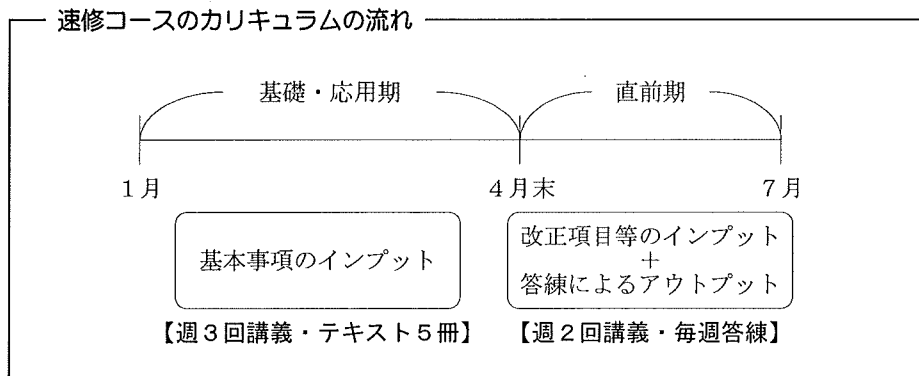
論 点 \ 回 数	61 回	60 回	59 回	58 回	57 回	出 題 の 特 徴 等
1. 収益・費用の計上時期	○	○	○	○	○	さまざまな観点から出題される
2. 租税公課	○	○	○	○	○	基本から応用まで出題されている
3. 寄附金	○	○	○		○	区分と計算の流れが重要である
4. 減価償却・特別償却	○	○		○	○	特殊論点も含めほぼ毎年出題される
5. 交際費等	○	○	○			通達の細部まで出題される
6. 引当金	○		○	○		貸倒引当金の重要度が高い
7. グループ法人税制	○					さまざまな制度が出題される
8. 別表5	○					記載及び読み取りが重要である
9. 同族会社等		○	○	○	○	判定が重要である
10. 給与等		○	○	○	○	役員の判定とセットで出題される

毎年出題されている論点に関しては、来年の本試験でも出題される可能性が極めて高い。したがって、4月までの講義では、特に出題可能性の高いものに焦点をあてて効率よく学習を進めていく。

◆2 速修コースで短期合格するために

1. 速修コースのカリキュラム

2012年の合格を目指す速修コースのカリキュラムは、次のとおりである。



2. 短期合格のために

法人税法は選択必修科目であり、また、多くの受験生が簿記論・財務諸表論の学習を終えてから受験するため、自ずと競争が激しくなる。

7ヶ月間という短期間でこの競争に打ち勝つためには、短期合格のために必要なポイントを押さえて学習をすすめていかなければならない。

— 短期合格のためのポイント —

1. 講義は絶対に欠席しない。実力テストは必ず提出する。
2. 厳選された理論の暗記スケジュールは苦しくても絶対に守る。
3. 出題可能性の低いもの（講義であまり触れない点）にはこだわらずに、重要な論点の解答精度を上げる。
4. 難しい問題を「捨てる」ことを恐れない。

3. 基礎・応用期の学習内容

- (1) 理論 個別理論(条文)の内容理解及びキーワードの暗記
- ⇒ 厳選Aランク理論を中心に、毎テキスト3題×5冊=15題をしっかりと記述できるようにすることを目標とする。
- (2) 計算 個別問題の習得
- ⇒ 本試験に出題される可能性の高い論点に的をしぼって4ヶ月間で個別問題を習得する。前々回までの本試験は総合問題形式だが、総合問題は個別問題の集合体である。したがって、この時期に基本的な論点についての個別問題の処理方法を習得しておけば総合問題にも対応できるようになるし、前回のような個別問題形式の問題にも当然対応できる。

4. 直前期の学習内容

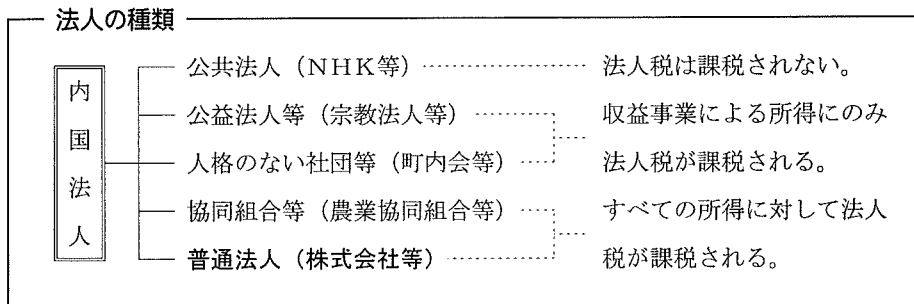
- (1) 理論 個別理論(条文)の理解及びキーワードの暗記の継続+応用理論対策
- ⇒ 引き続きA・Bランク理論を中心に理解及びキーワードの暗記を進めるとともに、理論ドクター及び答練の理論問題演習を通じて応用理論の解答テクニックを学ぶ。
- また、上記以外の理論については基本的には正確に記述できるようにする必要はないが、法的な用語を用いて簡単に内容説明ができるように練習する。
- (2) 計算 個別問題の総仕上げ + 合格答案の作成方法の習得
- ⇒ 今までインプットしてきた個別問題の総仕上げをするとともに、答練を通じて本試験で合格点を取る答案の作成方法を学習していく。とくに、答練を通じて難しい問題を「捨てる」訓練、易しい問題を「拾う」訓練を行うとともに、近年出題されている「法的な検討過程」の書き方を学習する。

その2 法人税法の学習内容

◆1 法人税とは何か？

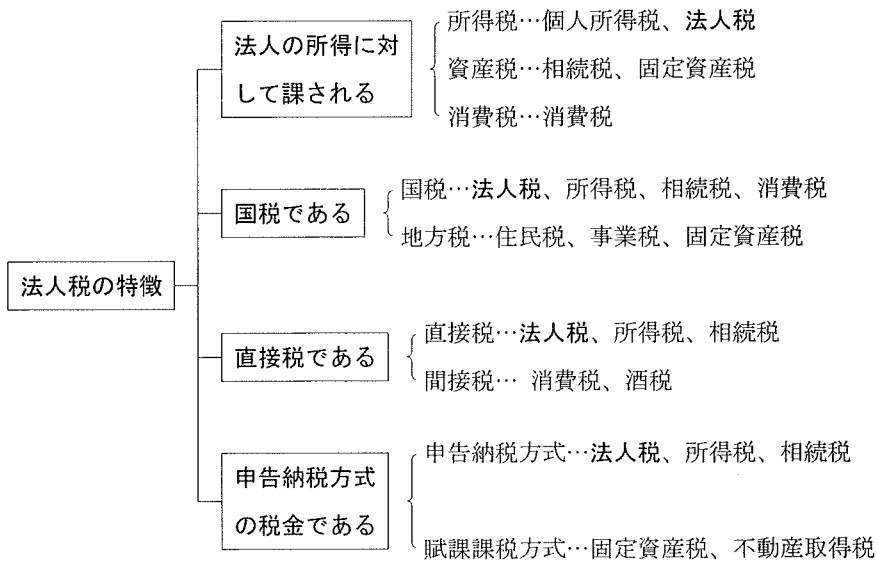
法人税は、法人に対して課税される税金である。

法人税法における「法人の種類」と「法人税の課税関係」は次のようになる。



◆2 法人税の概要

法人税には、次のような特徴がある。



◆3 法人税額の計算方法

法人税は、法人の「儲け」に対して課税する税金であるため、法人税額の計算構造は、基本的には次のようになる。

法人税額の計算(仮)

$$\text{法人税額} = \text{利 益} \times 30\%$$

ただし、法人税では「課税の公平」を確保するため、会計上の利益を基本としつつも、法人税法や租税特別措置法などに設けられたさまざまな規定（これを「別段の定め」という。）に基づく調整を行って、「所得の金額」を計算し、これを基礎として法人税額を計算することとしている。

法人税額の計算

$$\text{法人税額} = \underbrace{\text{所得の金額}}_{\substack{\uparrow \\ \text{課税標準}}} \times 30\%$$

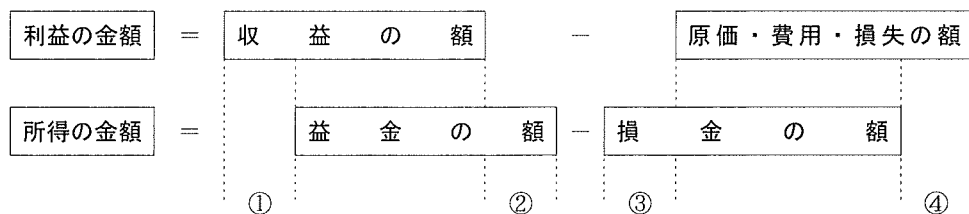
◆4 所得金額の計算方法

「所得の金額」は「益金の額」から「損金の額」を引いて求める。

所得の金額の計算

$$\text{所得の金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

所得の金額は、利益を基本として、「課税の公平」のために設けられた「別段の定め」の分だけズレるため、利益と所得の金額の関係は次のようなイメージとなる。



それぞれの「ズレ」は次のように呼ばれる。

- ①…収益の額に含まれるが益金の額に含まれないもの＝「益金不算入」
- ②…収益の額に含まれないが益金の額に含まれるもの＝「益金算入」
- ③…原価・費用・損失の額に含まれないが損金の額に含まれるもの＝「損金算入」
- ④…原価・費用・損失の額に含まれるが損金の額に含まれないもの＝「損金不算入」

【具体例】(交際費等の損金不算入)

(1) 交際費等の範囲

① 交際費等に含まれるもの

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

② 交際費等に含まれないもの

イ 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

ロ 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、その支出する金額が一人当たり5,000円以下であるもの

ハ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい、その他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用

ニ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用

ホ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

(2) 取扱い

法人の交際費は、会計上は全額費用の額となるが、法人税では原則として損金の額に含めない。つまり「損金不算入」とされる。これは、交際費を全て損金と認めた場合、多く支出した法人ほど納めるべき法人税額が減少することになり、法人の交際費を国が負担することになるためである。

したがって、交際費の支出があった場合には、利益と所得の金額にズレが生じることになる。

(3) 数値例

会 計			法 人 税 法		
売 上 高	8,000,000円		益 金	8,000,000円	
仕 入 高	2,000,000円		損 金	2,000,000円	
経 費	2,000,000円		損 金	1,400,000円	
(うち交際費	600,000円)				
利 益	4,000,000円		所得の金額	4,600,000円	

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税12）

「所得金額」は、別表4という計算表により計算される。法人税の申告書の作成順序としては、まずこの別表4を作成し、次に税額計算表である別表1を作成することとなる。

別表4では、損益計算書に計上されている「当期純利益」を出発点として、「収益」と「益金」、「費用」と「損金」のズレ（◆4 1. ①～④）を調整して所得金額を算出する。

具体的な別表4のフォームは次のとおりである。

別表4のフォーム

当 期 純 利 益		円	⇐ (1)
加			} (2)
算			
減			} (3)
算			
所 得 金 額			⇐ この金額を別表1へ転記

(1) 会計上の利益＝損益計算書上の税引後当期利益を転記

- (2) { ②…収益の額に含まれないが益金の額に含まれるもの＝「益金算入」
 ④…原価・費用・損失の額に含まれるが損金の額に含まれないもの＝「損金不算入」
- (3) { ①…収益の額に含まれるが益金の額に含まれないもの＝「益金不算入」
 ③…原価・費用・損失の額に含まれないが損金の額に含まれるもの＝「損金算入」

【具体例】

- ・ 当期の会計上の利益 98,200,000円
- ・ 中間申告分の法人税額 10,000,000円
- ・ 売上高の計上もれ 1,000,000円
- ・ 交際費等の損金不算入額 360,000円
- ・ 売上原価の計上もれ 700,000円
- ・ 受取配当等の益金不算入額 200,500円

当 期 純 利 益		98,200,000円	
加 算	損 金 計 上 法 人 税	10,000,000	⇐ 損金不算入
	売 上 高 計 上 も れ	1,000,000	⇐ 益金算入
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	360,000	⇐ 損金不算入
減 算	売 上 原 価 計 上 も れ	700,000	⇐ 損金算入
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額	200,500	⇐ 益金不算入
所 得 金 額		108,659,500	

◆6 税額計算のための別表1

法人が納付すべき法人税額は、別表1と呼ばれる計算表により計算される。

具体的な別表1のフォームは次のとおりである。

別表1のフォーム

摘 要	金 額	
所 得 金 額	円	
法 人 税 額		
〇〇の特別控除額		⇨ 優遇規定
差 引 法 人 税 額		
法 人 税 額 計		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		⇨ 既に支払済
差 引 確 定 法 人 税 額		

【具体例】

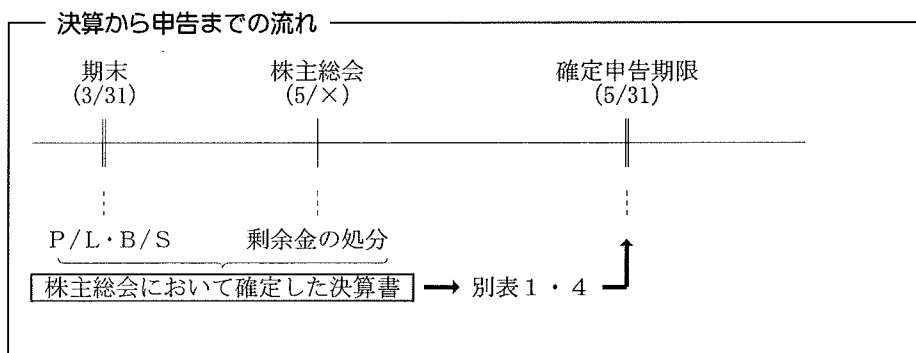
・ 当期の所得金額	108,659,500円	
・ 雇用者数増加の特別控除額	1,200,000円	
・ 中間申告分の法人税額	10,000,000円	

摘 要	金 額	
所 得 金 額	108,659,500円	⇨ 別表4の最終値
法 人 税 額	32,597,700	⇨ 所得金額（千円未満切捨て）×30%
雇用者数増加の特別控除額	1,200,000	⇨ 優遇規定
差 引 法 人 税 額	31,397,700	
法 人 税 額 計	31,397,700	
差引所得に対する法人税額	31,397,700	⇨ 百円未満切捨て
中間申告分の法人税額	10,000,000	⇨ 既に支払済
差 引 確 定 法 人 税 額	21,397,700	⇨ 納付税額

◆7 決算から申告・納付までの流れ

法人税は申告納税方式の租税であるため、法人が自ら税額を計算して、確定申告書を作成しそれを税務署長に提出しなければならない。確定申告書の提出期限は原則として期末から2月以内で、この提出期限までに法人税額を納付することになる。

また、これまで学習したとおり、所得金額は会計上の利益（株主総会の承認を受けた決算に基づくもの。これを「確定決算」という。）に基づいて計算されるため、決算から申告・納付までの流れは次のようになる。



おわりに

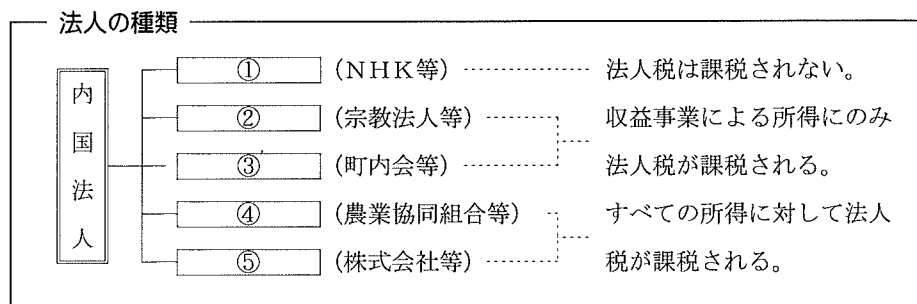
これまでの内容で、法人税の計算構造は一つ一つを見ると大変単純な構造になっていることがご理解いただけたと思います。

ただし、法人税の内容はボリュームが多いため、すべてを完璧にマスターしようとするとは非常に多くの時間を費やすことになります。

しかし、重要な論点を中心に常に全体像を把握しながら学習を進めていけば、7ヶ月間で合格レベルに達することは十分可能なのです。

今回のセミナーが法人税法短期合格のための一つのステップとなれば幸いです。

確認してみよう！



法人税額の計算

法人税額 = ⑥ × 30%

所得の金額の計算

所得の金額 = ⑦ - ⑧

税額計算と所得計算

所得計算……⑨で計算する。
↓
税額計算……⑩で計算する。

- 答：① 公共法人 ② 公益法人等 ③ 人格のない社団等 ④ 協同組合等
⑤ 普通法人 ⑥ 所得の金額
⑦ 益金の額 ⑧ 損金の額 ⑨ 別表4 ⑩ 別表1